令和８年（フ）第６８２号
千葉県野田市清水521番地　パークアベニュー１番館101号
債務者　早川　高成
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６９１号
千葉県松戸市牧の原１丁目27番地の16
債務者　村尾　直子
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６９７号
千葉県柏市高柳713番地18
債務者　小松　大矩
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７１４号
千葉県柏市新柏２丁目21番地２　アンクレージュ新柏Ｃ―102号
債務者　村上　昇龍
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７２０号
千葉県柏市根戸1825番地　スタジオ北柏２―102号
債務者　安井　友裕
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７２１号
千葉県松戸市新松戸５丁目１番地　新松戸中央パークハウスＤ―808
債務者　田嶋　俊斗
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７２４号
千葉県松戸市横須賀１丁目20番地の６
債務者　秋田　香理
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７２８号
千葉県流山市三輪野山１丁目1078番地　三輪野山団地303
債務者　秋元由希子
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７２９号
千葉県松戸市金ケ作228番地の５　リベールハセガワ２番館102号
債務者　倉持　翔真
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７３２号
千葉県鎌ケ谷市東鎌ケ谷３丁目１番12号　三原コーポ101号
債務者　戸田壽美子
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７３３号
千葉県柏市大島田34番地23
債務者　星野沙綾花
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７３５号
千葉県松戸市五香西６丁目10番地の15　ベルソレイユ五香、旧住所千葉県松戸市牧の原435番地の24　牧の原団地１街区10棟303号
債務者　大坪　孝一
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７３７号
千葉県鎌ケ谷市西道野辺１番８―502号
債務者　永井　城之
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７４２号
千葉県野田市上花輪1156番地の10　ｋｏｌｅｔ野田上花輪＃07一号室
債務者　田中　　類
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７４４号
千葉県松戸市常盤平１丁目２番地の15　メゾンパーク常盤平302号
債務者　稲子　英明
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１６７号
神奈川県横須賀市佐野町３丁目４番地リオ荘101
債務者　菅原　良一
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部